

# 四半期報告書

(第66期第1四半期)

自 平成27年4月1日

至 平成27年6月30日

日本アビオニクス株式会社

東京都品川区西五反田八丁目1番5号

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

## 第2 事業の状況

1 事業等のリスク	1
2 経営上の重要な契約等	1
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

## 第3 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	3
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	9

2 役員の状況	9
---------	---

## 第4 経理の状況 10

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14

2 その他	17
-------	----

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 18

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月5日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)5436-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経理部長 榎本 実
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)5436-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経理部長 榎本 実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期 連結累計期間	第66期 第1四半期 連結累計期間	第65期
会計期間	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高 (百万円)	4,971	4,860	25,685
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△376	△328	430
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失 (△) (百万円)	△450	△496	△421
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△292	△494	1,127
純資産額 (百万円)	5,550	6,453	6,969
総資産額 (百万円)	28,381	27,634	29,467
1株当たり四半期(当期)純損 失金額 (△) (円)	△15.95	△17.57	△14.92
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.6	23.4	23.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高は、消費税及び地方消費税（以下消費税等という。）抜きの価格で表示しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純損失」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失」としております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社は、平成27年4月1日付で当社の連結子会社である日本ヒューチャア株式会社を吸収合併いたしました。なお、当社企業グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

### 第2【事業の状況】

#### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

#### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社企業グループが判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用の改善や賃金の上昇に伴う景況感の改善から個人消費に持ち直しの動きが見られ、民間投資にも持ち直しの動きが見えるなど緩やかな回復傾向のうちに推移しました。

このような事業環境において、当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高が前年同四半期比1億11百万円減少の48億60百万円（前年同四半期比2.2%減）となりました。

損益に関しましては、費用削減等により営業損失が前年同四半期比38百万円改善の3億11百万円、経常損失が前年同四半期比47百万円改善の3億28百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失が法人税率の引下げ等による繰延税金資産の取崩しを含む法人税等1億53百万円を計上したことから前年同四半期比45百万円悪化の4億96百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

##### 「情報システム」

情報システムについては、売上高がプロジェクトの端境期により、前年同四半期と比較して2億53百万円減少（前年同四半期比9.1%減）の25億41百万円となりました。

損益に関しましては、費用の削減に努めたものの売上高の減少により前年同四半期と比較して47百万円悪化の1億28百万円のセグメント損失となりました。

##### 「電子機器」

電子機器については、赤外線機器がMERS関連や設備監視等において好調に推移したことから、売上高は前年同四半期と比較して1億23百万円増加（前年同四半期比8.8%増）の15億26百万円となりました。

損益に関しましては、売上高の増加及び費用の削減等により前年同四半期と比較して1億84百万円改善したものの22百万円のセグメント損失となりました。

##### 「プリント配線板」

プリント配線板については、売上高は半導体計測装置向け製品が増加したことから、前年同四半期と比較して18百万円増加（前年同四半期比2.4%増）の7億92百万円となりました。

損益に関しましては、売上は微増したものの、高原価率製品の影響から前年同四半期と比較して98百万円悪化の1億60百万円のセグメント損失となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社企業グループが事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社企業グループの研究開発費総額は1億4百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社企業グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	76,000,000
第1種優先株式	4,000,000
第2種優先株式	1,500,000
計	80,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式76,000,000株、第1種優先株式4,000,000株、第2種優先株式1,500,000株であり、合計は81,500,000株となりますが、発行可能株式総数は、80,000,000株とする旨定款に規定しております。

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年8月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,300,000	28,300,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
第1種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	800,000	800,000	非上場	単元株式数 1,000株 (注) 1、2、3
第2種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	1,500,000	1,500,000	非上場	本株式は単元株 制度を採用して おりません。 (注) 4、5、6
計	30,600,000	30,600,000	—	—

(注)

1. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は以下のとおりであります。

- (1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
  - ① 修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値
  - ② 修正の頻度：毎年4月1日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
  - ① 取得価額の下限：113円
  - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：  
7,079,646株(平成27年6月30日現在における第1種優先株式の発行済株式総数800,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の25.0%)
- (4) 当社の決定により第1種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。

2. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
取決めはありません。

3. 第1種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

後記(2)①に定める第1種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。

(2) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される利益配当金（以下、「第1種優先株式配当金」という。）を支払うものとする。ただし、当該事業年度において下記に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。

② 優先配当金の額

第1種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第1種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第1種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.0%)

「日本円TIBOR」とは、平成15年10月1日（配当起算日）及びそれ以降の毎年4月1日（以下第1種優先株式配当算出基準日という。）現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート（6ヶ月物）として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次の第1種優先株式配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第1種優先株式配当算出基準日とする。第1種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））を日本円TIBORに代えて用いるものとする。

③ 優先中間配当金の額

1株当たりの優先中間配当金の額は、第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額とする。

当社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額（以下、「第1種優先株式中間配当金」という。）を支払う。

④ 非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当社が残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当社は、第1種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当社は、第1種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 取得請求権

第1種優先株主は、平成18年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間（以下、「取得請求可能期間」という。）において、繰越利益剰余金の当期末残高から、当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、当社が下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、前記限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。当社は、第1種優先株式を取得すると引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当社は、平成18年4月1日以降、法令の定めに従い、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第1種優先株式を取得すると引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当社は、法令の定めに従い、第1種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利

第1種優先株主は、平成22年4月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求（以下、「第1種転換請求」という。）することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成22年4月1日における普通株式の時価とする。当該時価が113円（以下、「第1種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記③に規定の転換価額の調整の要因が平成22年4月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記③の規定に準じて同様な調整をするものとする。

上記「時価」とは、平成22年4月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成23年4月1日以降毎年4月1日（以下、「第1種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記①の規定の第1種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、下記③により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

第1種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

④ 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第1種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引き換えに} \\ \text{交付すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{第1種優先株主が転換請求のために提出した第1種優先株式} \\ \text{の払込金額総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無  
会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。
- (10) 議決権を有さないこととしている理由  
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
4. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の特質は以下のとおりであります。
- (1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
- ① 修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値
- ② 修正の頻度：平成30年以降毎年10月1日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 取得価額の下限：69円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：  
21,739,130株（平成27年6月30日現在における第2種優先株式の発行済株式総数1,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の76.8%）
- (4) 当社の決定により第2種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。
5. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
取決めはありません。
6. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の内容は次のとおりであります。
- (1) 議決権  
後記(2)①に定める第2種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。
- (2) 優先配当金
- ① 優先配当金  
当会社は、定款に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）又は第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された当会社普通株式を有する株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される剰余金（以下、「第2種優先株式配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記③に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。

② 優先配当金の額

第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第2種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.25%)

「日本円TIBOR」とは、平成24年10月1日(配当起算日)及びそれ以降の毎年10月1日(以下、「第2種優先株式配当算出基準日」という。)現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次の第2種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当算出基準日とする。第2種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))を日本円TIBORに代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である平成24年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。

③ 優先中間配当金の額

当社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下、「第2種優先株式中間配当金」という。)を支払う。

④ 非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ 非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当社が残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当社は、第2種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当社は、第2種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 取得請求権

第2種優先株主は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、直後に到来する8月31日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下、「取得請求日」という。)において、当社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)当社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当社の普通株式、第1種優先株式及び第2種優先株式に対してすでに支払われたか、当社が支払う決定を行った配当金の合計額並びに(ii)当社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当社が前記3.(6)に定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行なったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額及び下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行なったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。当社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当社は、平成27年7月1日以降、法令の定めに従い、第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当社は、法令の定めに従い、第2種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求する権利

第2種優先株主は、平成29年10月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求（以下、「第2種転換請求」という。）することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成29年10月1日における普通株式の時価とする。当該時価が69円（以下、「第2種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記③に規定の転換価額の調整の要因が平成29年10月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記③の規定に準じて同様な調整をするものとする。

上記「時価」とは、平成29年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成30年10月1日以降毎年10月1日（以下、「第2種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記①の規定の第2種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、下記③により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

第2種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

④ 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第2種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係る第2種優先株式の数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(10) 議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

権利行使されたものはありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	—	30,600,000	—	5,895	—	750

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 800,000 第2種優先株式 1,500,000	— —	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 49,000	—	(注)
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,166,000	28,166	(注)
単元未満株式	普通株式 85,000	—	—
発行済株式総数	30,600,000	—	—
総株主の議決権	—	28,166	—

(注) 内容は、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。

② 【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本アビオニクス(株)	東京都品川区西五反田八丁目1番5号	49,000	—	49,000	0.16
計	—	49,000	—	49,000	0.16

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,254	2,155
受取手形及び売掛金	12,743	10,561
たな卸資産	4,034	4,656
その他	849	789
貸倒引当金	△6	△6
流動資産合計	19,875	18,155
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,497	1,468
土地	4,004	4,004
その他（純額）	786	703
有形固定資産合計	6,287	6,176
無形固定資産		
	389	365
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	1,832	1,905
その他	1,153	1,101
貸倒引当金	△71	△71
投資その他の資産合計	2,914	2,936
固定資産合計	9,592	9,478
資産合計	29,467	27,634

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,208	4,069
短期借入金	3,772	4,275
未払法人税等	106	29
賞与引当金	769	455
製品保証引当金	56	50
その他	2,184	1,492
流動負債合計	11,097	10,371
固定負債		
長期借入金	4,874	4,284
再評価に係る繰延税金負債	1,050	1,050
退職給付に係る負債	5,450	5,449
その他	24	24
固定負債合計	11,399	10,809
負債合計	22,497	21,181
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,895	5,895
資本剰余金	750	750
利益剰余金	△2,634	△3,152
自己株式	△12	△13
株主資本合計	3,997	3,479
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	2,197	2,197
為替換算調整勘定	9	8
退職給付に係る調整累計額	765	767
その他の包括利益累計額合計	2,972	2,973
純資産合計	6,969	6,453
負債純資産合計	29,467	27,634

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	4,971	4,860
売上原価	4,080	3,942
売上総利益	890	917
販売費及び一般管理費	1,239	1,229
営業損失(△)	△349	△311
営業外収益		
為替差益	0	4
技術指導料	2	2
その他	7	3
営業外収益合計	10	10
営業外費用		
支払利息	28	23
その他	9	4
営業外費用合計	37	27
経常損失(△)	△376	△328
特別損失		
固定資産除却損	0	0
事務所移転費用	-	13
特別損失合計	0	14
税金等調整前四半期純損失(△)	△376	△342
法人税等	74	153
四半期純損失(△)	△450	△496
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△450	△496

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純損失(△)	△450	△496
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△0	△1
退職給付に係る調整額	159	2
その他の包括利益合計	158	1
四半期包括利益	△292	△494
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△292	△494
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

**【注記事項】**

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

前連結会計年度において連結子会社であった日本ヒューチャ株式会社は、平成27年4月1日付で当社が吸収合併したことにより、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。 )及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当第1四半期連結会計期間の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

なお、この変更に伴う四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
従業員の住宅取得資金の 借入金に対する保証	4百万円	3百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	114百万円	119百万円
のれんの償却額	34	22

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	情報システム	電子機器	プリント配線板	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,794	1,402	773	4,971
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—
計	2,794	1,402	773	4,971
セグメント損失(△)	△80	△207	△62	△349

(注)セグメント損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	情報システム	電子機器	プリント配線板	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,541	1,526	792	4,860
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—
計	2,541	1,526	792	4,860
セグメント損失(△)	△128	△22	△160	△311

(注)セグメント損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 (△)	△15.95円	△17.57円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△) (百万円)	△450	△496
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 金額 (△) (百万円)	△450	△496
普通株式の期中平均株式数 (千株)	28,251	28,249

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成27年8月5日

日本アビオニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水谷 英 滋 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 構 康 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本アビオニクス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月5日
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 山後 宏幸
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役執行役員社長 秋津勝彦及び最高財務責任者 山後宏幸は、当社の第66期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。